

補助金等のあり方に関するガイドライン

胎 内 市

はじめに ーガイドライン策定の趣旨ー

平成 18 年度において本市が支出した補助金等は、総額で約 4 億円となっており、ここ数年減少傾向にあるものの、合併による制度調整の影響もあって旧町村の制度がそのまま引き継がれた場合が多い。

一方で、平成 18 年度決算における実質公債費比率が 21.9%に達し、普通会計における積立金残高も年々減少するなど厳しい財政状況が続いており、財政健全化計画及び公債費負担適正化計画、行政改革大綱を策定して行財政改革に取り組み、選択と集中を図りながら一層の経費削減に努めているところである。

補助金等についても例外ではなく、これまで以上に厳しく見直すことが求められており、補助目的及び補助による効果が不明確なもの、長期に渡る継続補助により本来の趣旨や補助基準が不明朗になっているものについて、原点に戻って再整理を行なう必要がある。

特に、その性質上、補助金等は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、財源の多くに市民の税金が使われていることから、その必要性については公平性・透明性・公益性が確保され、市民の理解が十分に得られるものでなければならない。

本市においては、補助金等の交付手続の明確化を図った包括的な規則である「胎内市補助金等交付規則」が制定されているが、補助金等全般のあり方がどうあるべきかについては、これまで統一的な観点から論じられたことが無いため、これらの総点検を実施して、補助対象・基準等の明確化と制度全般の透明性の確保を進めることにより、広く市民の理解が得られる補助金へ転換していくことが重要である。

このため、これらの全般的な見直しの基本方針について、ガイドラインを策定するものである。

注 1) 「補助金等」とは、胎内市補助金等交付規則第 2 条に規定するものをいう。以下同じ。

1 見直しの基本的な視点

現在、本市が実施している補助金等交付事業のほとんどが自由度の高い市の任意補助であり、その実施にあたっては高い透明性が求められるため、補助金等に関する事務手続き及び事業趣旨や内容、交付対象やその基準を明確にしておく必要がある。

しかしながら、団体運営補助金をはじめとする多くの補助金等において、個別の交付要綱等を設置するといった客観的な基準を明確にしていないものが多々見受けられ、透明性の構築が急務となっている。

また、地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されているように、補助金等の交付にあたっては客観的な「公益性」があることが基本的な条件でもある。

これらの基本的な方針に基づき、事業の初期目的や事業実施に伴う行政効果などを総合的に精査するにあたり、以下の基本的な視点から補助金等のあり方を抜本的に見直すこととする。

(1) 補助金等の必要性

- ・本来、補助金等は、自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であり、広範な市民ニーズとの合致により支援の必要があると判断される場合のみ交付されるべきであり、高い公益性が必要とされる。

(2) 補助金等の透明性

- ・補助金等の対象範囲や金額、補助率などが明確で、多くの市民が納得できる制度設計がなされているのかという観点は、事業執行の説明責任を担保するうえで重要である。

(3) 補助金等の有効性

- ・補助を行うにあたっては、その効果が既存の行政サービスと連動して多くの市民に一層付加価値の高いサービスの提供につながることを望ましく、事業実施に見合う効果が十分に期待できるかを検証する必要がある。(費用対効果の検証)
- ・さらに、補助制度によることが施策目的の実現にとって最適な方法なのか、他の手法が無いのか、という検証も必要である。

(4) 補助金等の公平性

- ・補助等の交付先は、特定の団体に偏在することなく適正・公平に決定されるべきであり、制度設計に関して客観的な基準を設け、一部の団体の既得権益化にならない仕組みづくりが必要である。

本来、補助金等は、施策目的を効率的に達成するための有効な手段であり、行政サービスを提供していくうえで補完的な役割を担うなど、その存在意義は大きく、重要な意味を持つことに変わりはない。

しかしながら客観的な判断基準が無いまま、特定団体等へ長期継続的に補助を続けている

ものが散見される現状では、実態として補助金等の既得権益化が顕在しており、市民に対して本来趣旨に基づいた説明責任を果たすことが難しい状況となっている。

このため、全ての補助金等について、公益性、透明性そして「支援」として必要であるのか、という根本的な点について総合的見直しを行っていくものである。

2 補助金等の分類とその課題

見直しにあたり、現行の補助金等について、その性質別の分類と課題を以下のとおり整理する。

団体運営補助	団体運営費補助 施設運営補助
事業費補助	施設整備事業等に対する補助 イベント・大会等に対する補助 事業活動経費等に対する補助 利子補給補助
その他	政策的な観点から臨時に拠出される補助（非常時等）

① 団体運営費補助

団体運営補助は、公益上必要と判断される各種団体の日常的な運営経費や事業活動にかかる経費について補助をおこなっているが、本来の趣旨は、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものであるのに、多くの場合において補助が長期化し、既得権益となっている。

また、ほとんどの場合で定額制の補助となっており、補助基準が曖昧で明確にならず、行政及び団体双方において補助効果を検証する機会が無く、結果として根拠のない長期補助につながり、団体の自立運営を阻害している可能性がある。

さらに、補助の内容や目的から実質的に行政サービスの代替措置となっているものについても補助として取り扱うなど、本来的に委託事業として扱わなければならないものも多く含まれている。

また、一部の団体にあっては、交付先からさらに再交付の形態をとっているものがあり、この中には市が直接補助をおこなっている団体等へも再交付されており、二重補助の状態となっていることから、透明性に問題が生じている。

体育・福祉・文化部門の任意団体若しくは外郭団体等の運営に関して、市がその事務及び運営を代行している事例が見受けられる。このなかには団体の運営補助金を交付する一方で、その運営事務を市職員が実施しているものがある。

予算上、補助金以外の物件費について市の負担は無いものの、当該団体の事務従事時間に相当する人件費が事実上市の負担となっており、実質的な二重補助の状態となっている。

また、団体が運営する公益的な施設に対する施設運営補助についても、本来、料金収入等により自立した施設運営が行われるべきであるが、運営経費補助と同様の課題が見受けられる。

② 事業費補助

公益上必要となる事業や活動に対する補助であり、施設整備や活動経費に対するものが一般的である。

社会福祉施設等に代表される施設整備に関する補助は、その金額が大きく、事業遂行に大きな影響を与えるものであるが、補助により得た財産が補助対象者の所有に帰属することを踏まえると、補助単価や補助経費、補助率等を十分に精査する必要がある。

また、イベントや大会などに対する補助については、各分野において様々な団体が活動をおこなっている中で、なぜ特定のものについて補助されるのかといった点について十分な説明責任を果たして公平性を確保しなければならないし、イベントなどが慣例化し、結果として補助の長期化・既得権益化につながっている事例も見受けられることから、支援の必要性と内容、期間について再検討する必要がある。

活動経費等に対する事業費補助についても、具体的な補助基準や対象範囲、補助率など定めておらず、制度目的と実際の運用が合致していない（例えば、一定の事業活動に対する補助制度としているにもかかわらず、実際には一定額を補助している場合など）ため、補助が適切な使途に充てられているかが曖昧な場合が見受けられる。

3 補助金等の見直しに関する基準

前2章の検討を受けて、本市における補助金制度について、以下の基準により見直しをおこなうこととした。

1 一般的事項

- ・全ての補助金等についてゼロベースで見直しをおこない、積算基準の妥当性を検証する。
- ・事業目的が達成されているものや社会情勢の変化により事業効果が薄れているものは、速やかに廃止する。
- ・全ての補助金等について、補助の趣旨や目的、対象、補助金の算出根拠を明確にした客観的な基準（規則、要綱等）を策定しないものは、原則として廃止若しくは休止する。
- ・国・県補助制度に基づく補助金については、当該規則や要綱に定める負担率相当分のみとし、市独自の上乗せ補助は原則として廃止する。またこの種の補助金等では市の裁量の自由度が比較的低いが、市の負担を伴っていることに変わりはないので、その必要性

や効果について主体性をもって精査することが必要である。

- ・類似団体への補助金等は、その統合を推進する。

2 性質別分類による基準

※団体運営補助

- ・補助基準及び用途を明確にする為に、定額ありきの制度は見直し、事業に対する補助制度へ転換を図る。(補助率や補助単価、対象経費の明確な設定を原則とする。)
- ・全ての補助金等について、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証する。なお、終期の設定は5年以内とし、既存の補助金等についても平成20年度から起算するものとする。(サンセット方式導入を原則とする。)
- ・交付団体からの再交付等により、実質的に市と当該交付団体からの二重補助となっている団体への補助金等は、交付団体が再交付に転用した金額について減額する。
- ・単に、会員相互の親睦や連携、情報交換を図るための趣旨の補助金等は、原則廃止する。例えば、視察旅費や慰労的な研修経費、参加賞などの賞品代、飲食費、親睦会経費、交際費、慶弔費などへの支出がこれにあたる。
- ・補助金額と同等以上の剰余的な繰越金(用途を特定せずに繰り越した額)がある場合は、減額、休止若しくは廃止の対象とする。
- ・予算決算管理がされていない団体に対する補助金等は廃止する。
- ・補助金等の交付に加えて、市が当該団体の運営事務を担っているもの(全部、一部を問わない)については、事務関与の廃止は無論であるが、補助金の額についても検証する必要がある。

※事業費補助

- ・補助基準及び用途を明確にする為に、定額ありきの制度は見直し、事業に対する補助制度へ転換する。(補助率や補助単価、対象経費の明確な設定を原則とする。)
- ・全ての補助金等について、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証する。なお、終期の設定は3年以内とし、既存の補助金等についても平成20年度から起算するものとする。
- ・市単独補助金の積算基準について、補助金等の補助率は原則として対象事業費の2分の1以内とし、必要に応じて上限を設定する。ただし、特定財源を充当するなど実質的に一般財源の負担がない場合は、この限りではない。
- ・事業費補助の形態で実施している場合でも、実質的に行政サービスの代替措置となっているものや統一的な行政サービスを維持するための追加的措置となっているものについては、委託業務や負担金措置として取り扱うこととし、本来的な形態へ変更すること。逆に、理論的に市の負担根拠・義務の無い事業についても、実態が行政の裁量による支援措置となっているものについては、補助制度として取り扱うよう事業形態を変更する。
- ・団体がおこなう事業に対して、複数の所管課等が補助金等を交付している場合については、整理・統合を行なう。

- ・直接事業に関係しない経費は対象としない。例えば、視察旅費や慰労的な研修経費、参加賞などの賞品代、飲食費、親睦会経費、交際費、慶弔費などがこれにあたる。

3 その他の見直し基準等

少額補助金等（年間 10 万円以下）については、金額が小さいため効果が見えにくいものや金額が低いがゆえに漫然と支出されている可能性のものが多く見受けられる。一方で、少額でも必要性が高い場合もあり一律に論じることは困難であるが、その必要性和有効性について十分な検証は必要である。特に、その補助が減額又は廃止された場合、その団体の中で具体的に何ができなくなるのかという論点を明確にするべきである。

交付団体の財務状況の検証も重要な項目であり、監査などの体制を構築して団体の状況を十分に検証したうえで、財政基盤が安定しており資金に余裕のある団体に対しては減額、休止や廃止の対象とすべきことは先にも触れたが、これに関しては本市が財政健全化計画期間中であることも踏まえたうえで可能な限り減額、休止措置を図る必要がある。

（団体に対して趣旨を十分に理解してもらうべきである。）

性質別分類による基準においても触れているが、補助金等の交付先からさらに再交付する形態をとっている再補助（再交付）については、その分だけ減額することを原則としているが、再補助のシステム自体は、実情に精通した交付団体を通じて補助することにより行政及び相手方双方に事務負担等の軽減が図られるなどのメリットもあるため、このような場合にあっては再補助の継続もやむを得ないと考えるが、再補助基準や監査体制を確立することが必要である。

補助金等の制度継続に関しては、各制度で必要な客観的基準（要綱等）を策定することはもちろんであるが、制度全体に及ぶ総則において基本的な概容を策定する必要もあるため、本ガイドラインの趣旨に従って胎内市補助金等交付規則の全面的な見直しもおこなうべきである。